

對馬に於ける奴婢と被官

檜垣, 元吉
九州大学九州文化史研究所

<https://doi.org/10.15017/7173580>

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 1, pp.28-42, 1951-03-30. KYUSHU BUNKWASHI KENKYUSHO, KYUSHU UNIVERSITY

バージョン :

権利関係 :

對馬に於ける奴婢と被官

檜 垣 元 吉

緒 言

大浦佐太郎

拜領下男孫助

一 年卅六才

頭はけ
但はけわたま

一 小男

一 古しとね

一 小ま形古あわせ

一 ちやいろ古あわせ

一 古きふせちはん

一 大布白かたひら

一 ふせもゝ引

一 火道具

右之品々持出申候

以上

十一月十七日

以上の文書は對馬上縣豊崎郷豊村の郷侍大浦氏の逃亡せる拜領下男の

「人相衣類付け」とも云うべきもので年号を逸しているが、(徳川中、末期のもの)と推定される)對馬の奴婢を髣髴たらしめるものである。

對馬の所謂奴婢なるものの風貌が正にかくの如きものであつたであろうことは後に述べるが、この乏しきが上にも乏しき所持品も完全なる彼の所有物であるとは限らなかつた。即ち「奴婢被成下並返上」一、(九州文化史研究所写本)元祿九年の條によると

「拜領仰せ付けられ候科人、衣類身に付け候諸道具共拜領之主人に成し下され候先例御座候事」

とあつて彼も彼の所帯も完全なる被所有物であり、その境涯が如何なるものであつたか先づ窺える。

更に奴婢の或る者にあつては彼の生命すらも彼自身の所有物ではない。即ち彼等を奴僕として希望する者が無い時は斬罪に処せられかねなかつたし、不働き、不調法、不屈なることある時は主人の了簡次第に罪科に処せられる場合も多く、不奉公なりと認められれば主人は案内に及ばず斬罪に行ふことを予め公許されることもあつた。

註 拜領者による奴婢の処分は奴婢制度の上に重要な意義を持つものであるから徳川前期の類例二三を掲げる。

註 拜領者による奴婢の処分は奴婢制度の上に重要な意義を持つものであるから徳川前期の類例二三を掲げる。

註 拜領者による奴婢の処分は奴婢制度の上に重要な意義を持つものであるから徳川前期の類例二三を掲げる。

註 拜領者による奴婢の処分は奴婢制度の上に重要な意義を持つものであるから徳川前期の類例二三を掲げる。

〔寛文十庚戌〕

七月五日

吉村四郎二郎内

七兵衛

(中略)

此者共在郷給人ニ被成下給人儀郡奉行見合ニ仕候様右者郡奉行へ相渡可被申候

(中略)

自然彼者共無調法仕候か又ハ郡村之為ニ不罷成候ハ、主人見合罪科申付候様との御事

〔奴婢被下並返上〕(一)

〔貞享五年 辰年二月七日〕

一 賀島兵助家来被成下之覚

右ハ谷川檢校江

勘十郎

同年八月廿六日 此兩人不行跡者ニ而田舎給人へ被成下候得共難遣差上候付而罷舍被仰付置候

大工

甚内

右ハ内山貞左衛門へ被成下ル

同弟

菊右衛門

右ハ大石陸右衛門へ被成下ル

右兩人陸右衛門貞左衛門方ニ而又々不行跡ニ有之候付遂案内自分ニ而成敗仕ル

対馬に於ける奴婢と被官

〔科人帳〕延寶八至元祿十一年 上

〔天和三 癸亥〕

八月廿一日

打廻番所仲間太次右衛門と申者小頭市左衛門へ非法之儀申掛太次右衛門不届ニ付閉門申附置候処方々罷出連ニ不届之義有之段打廻頭より申出候ニ付伊奈郡仁田村小官太郎兵衛へ被成下、若於田舎不届之義候ハ、早速成敗仕候様申渡

〔元祿五 壬申〕

九月廿一日

龍造寺半九郎内 松右衛門

右ハ欠落之統領ニ候へ共企仕候迄ニ而船等も盜取不申、其上主人方へ立婦候付一命被差免志多賀村下知人阿ひる彌五郎へ被成下、若田舎ニ而不働候ハ、主人方ニ而斬罪ニ申付候様申渡

〔奴婢被下並返上〕(一)

〔元祿六年六月五日〕御家中江人被成下候付被仰出候書付の覚書によつて拜領者の奴婢自由処分法制化

右の覚書の次に左の記載がある。

覚

峯村佐賀村下知人平田彌次右衛門下男

生國京 年廿貳 市 兵衛

右者依科拜領被仰付候者、殊外不行跡ニ有之手ニ及不申候

對馬に於ける奴婢と被官

開差上申度由彌次兵衛願出候処、此程被仰出候者御法度相背拜領被仰付候者主人へ不奉公仕難召遣儀有之候者手前ニ而相計候様ニと被仰出候ニ付、如何様共心次第仕候様ニと那掛へ申渡

此の京生れ市兵衛の事件が覺書成立の直接の動機となつたものかと考えられる。

「元祿十五 午

七月

龜吉丸水夫

彌 太郎

多田半兵衛ニ被成下ル

右ハ朝鮮より二重底之徳利ニ人參仕込取渡り重科ニ候故死罪可被仰付候得共此節之儀故一命被差免右之通奴ニ被成下已来相嗜主人随分奉公可仕候、重而少も不調法候は主人方より急度死罪に被中付之旨申渡ス

〔科人帳〕元祿十五至享保四年 上〕

「寶永元

八月九日

給人小宮平兵衛下男

利右衛門

(中略)

給人小宮十右衛門下男

五兵衛

(中略)

右利右衛門儀者重科を侵シ候、五兵衛儀者兩度重科を侵シ候、決而斬罪ニ不被仰付候而不叶者ニ候得共御宥免被成候而利右衛門は伊奈郡飼所村肝入格兵衛ニ五兵衛へ同村肝煎惣十郎へ永代僕ニ被成下候、向後少之不調法有之候共主人方ニ而早速斬罪ニ可申付候、(下略)

〔奴婢被成下並返上〕一〕

「寶永七 庚

六月十五日

山上久兵衛下人

市兵衛

(中略)

河内村肝入介左衛門江永代奴ニ被成候間随分致折檻召使、若勤方不宜候者不及案内手前ニ而死罪ニ申付候様助右衛門江申渡候

〔奴婢被下並返上〕一〕

外同種の史料が寶永七年八月享保九年七月廿八日等に見られる。

元祿九年六月の御家中への仰せ下しに

「御家中並田舎給人え成し下され候者、不行跡ニ有之、難召置様子ニ候ハ、自分ニ而斬罪可被仕候事」〔科人帳〕延寶八至元祿十一年 下〕

とあるのはその頃奴婢にして使用に堪えない者が多く、死を以て之に臨む必要があつたのであろう。

又永代奴婢所生の子は(奴婢身分の儘の結婚は殆んど見当らない)子々孫々に至る迄何等かの身分的制約を受けるわけで、徳川末期に及んではその奴隸的性格は若干稀薄にはなるが、以上の如き奴婢の身分的條件は封建

的身分制度と抱合しつつ最後迄その本質に於て変化しなかつたこととくである。

次に對馬の風土的性格を物語るものに被官がある。戦後の農地法の実施によつて制度としては既に過去のものである筈であるが、今猶その遺習は生命を持續し、旧被官であつた人々が昔の如く主家の庭前に蹲つて籠を編み諸種の勞役に服するものもある。

卒直に言うならば此等の不幸なる人々の骨格風貌には封建的重臣の跡歴然たるものがあり、拜領下男孫助を目のあたり見るの思いがある。

かゝる古代的な或は封建的な奴婢・被官の制度が先づ旅人としての歴史家の注目をひくことは当然であるが、これ等の事實は對馬の風土の必然的所産であり、その歴史的性格を端的に示すものであつて此の意味に於て特異な現象でありつゝ又對馬の歴史の本質にふれる問題である。

九州文化史研究所は早くより此の問題に注目し關係史料を蒐集しつつあり、故金田平一郎教授は「對馬藩刑事判決例五十題」(「法制研究」一〇卷一号)「對馬藩の奴刑」(「法制研究」二三卷二号)等の諸論文を發表せられ、近くは宮本又次教授に「對馬藩に於ける奴刑と奴婢」(「松山商大論集」一卷三号)等の研究があるが余は此処に奴婢と被官との相關性及び其の發生の経路について管見を述べることとする。

奴婢制度の變遷

對馬の奴婢制度はその起源も未だ明らかでなく嚴原の宗家文庫の史料も主として寛永以後のもので、余の現在利用し得る史料は極めて不十分ではあるが先づその概観を試みると、奴婢に該当するものの見られる最古のもの「奴婢被成下並返上」の記載である。

對馬に於ける奴婢と被官

同書は刑事關係の記録を材料として抜粹編輯したもので寛永十三年から寛延四年迄の事例が年代順に挙げられている。その巻頭に

「寛永十三丙子五月廿八日

高瀬勘解由殿、多田源左衛門殿、武藤五郎左衛門殿へ下女一人宛被遣

豊前召遣 こま、きく、うめ 三人何方へも不被遣候間伊宗草使へ

中渡

とあるのが關係史料の初見である。後の例を以て考えると同年は所謂柳川騒動の直後であるから恐らく此の事件によつて処罰された某豊前守の下婢等が縁坐によつて宗家の家臣達に配分され、こま以下の三人は分与されずして残されたことを示すものであらう。此の場合には未だ奴婢なる言葉は用いられていない。

次に十八年後の承應三年に同じく下女を藩士に下さるゝことがあり更に四年後の明暦四年光雲院宗義成の一周忌に當つて

「十月廿二日

光雲院様御法事ニ付候而と相見、籠舎之者宗出雲守、黒木惣左衛門、津江吉之允、吉賀八之允に被下」

と見える。これ罪科によつて投獄された者が藩士に与えられる最初の例である。

萬治年間に至ると記載も稍々詳細となり、下人不足の藩士が朝鮮御法度に違反した者三人を一括して与えられたこと等が知られ、続いて、寛文二年九月廿三日條に

「松村采女内之者與七郎、豆酸村へ遣し置候処ニ、唯今内之者筋ニ而無之由申立千万慮外之者ニ候條、與七郎夫婦並世倅勘八清三郎つる合五人

采女ニ遣し候、如何様ニも采女存分次第ニ可仕候、惣而遣し人之義証文無之候へハ重而内之者として出入申族多く左様無之為ニ候間、今度采女江遣し候者共之儀如何様之子細ニ而遣之候と年寄中より連判仕采女方へ可相渡事」

とあるのは徳川初期に於て奴婢制度の体裁が未だ整わない状態にあつたことを示す史料と言うべく、對馬の最南端なる僻地に送られんとした與七郎なる奴僕一家が其の隸屬關係の不明確なることを申し立てて旧主の手に歸されたこと、当時同様の身分にある「遣し人」と使用者との間に起る紛争が多く、之を防止する為、年寄中連判の証文が發行されたことが語られてゐる。

以上の史料によつても既に奴隸的身分の人々が普遍的に存在したらしいこと、その基礎の上に次第に奴婢制度が確立して行く過程が略々洞察出来ると思ふ。

翌三年三月には江戸に登らんとする早川新左衛門なる武士に対して従者として四人の男子、其の外二人の女子が与えられて居るが、此処には通常ならば扶持を与ふるか或は臨時に雇傭すべき人足或は下級の従者（本文には六人の人名の上に「早川長左衛門被官」と註記してある）に此等の人々を宛てたことが見られる。このことは對馬藩士が日常正当な給与を以て家臣或は下人を養い得る丈けの俸祿を得て居らず、又事に當つて人を雇ひ入れる丈けの資力も持たなかつたことを傍証するもので、對馬藩家士の貧困は奴婢制成立の前提の一つであつた。

註 後に引用する陶山訥庵の「告新録」にも「對馬守少身故他方ニ違ひ妻子之食用に足り不申程之小祿の侍多く有之との事に御座候」云々と見えてゐる。

此の無償の体僕を家士に分与する制度は先づ重臣或は近臣を対象とした

ものらしい。

寛文五年には「牢人者御近習之者共々拜領被仰せ付」るゝことが見え纏て重臣の間に多数の犯罪者或は縁坐の者が割当てられるようになる。元文六年四月一日百四十六人が分与されたのはその著しい例で

- 杉村仲 22人
- 大浦兵左衛門 21人
- 古川図書 16人
- 平田將監 16人

以下おびただしいものであつた。又勤役中の武士も一定の分与を受けける規定で御勘定役が常々一人宛成し下されると云うが如きがそれである。

〔「奴婢被成下並返上」(元禄十一年條)

宗氏の領地肥前田代の郡佐役として治績を挙げた賀島兵助も帰郷後功を賞せられて御馬廻となり大目付に任ぜられるや貞享四年六月十九日三人の奴僕を与えられて居る。

「

- 齊藤羽右衛門家來 嘉 藏
- 豊村百姓彌左衛門家來 仁 兵 衛
- 齊藤羽右衛門下女 せ き

右は賀島兵助へ被成下

〔「奴婢被成下並返上」(以下同)

然るに彼は其の職に居ること三月、上書して時弊三十二條を挙げ憚るところなかつたから貞享四年十二月には伊奈村に配流されねばならなかつ

た。こゝに於てさきに彼に与えられた奴僕は三転して流離の憂き目をみなければならなかつた。

「貞享五戊辰

二月七日

賀島兵介内之者御家中へ被成下候面ニ左ニ記之

右は谷川檢校江被成下

勘十郎

右は内山奥彌へ被成下

長三郎

右は山崎岡之助へ被成下

賀藏

右は沢田益庵へ被成下

下女せき

(僕婢の顔触れは29頁に引用したものと少しく異つてゐる。)

又碩学雨森芳洲は元禄二年木下順庵の推薦によつて宗義貞に仕え、祿二百石を食み、享保九年御用人を仰せ付けられたが同年彼は密貿易の科によつて処罰された三人の奴を与えられて居る。

「十二月廿四日

栗谷庄兵衛

同人 世倅

同 娘

右潜商之依科雨森東五郎へ永代奴ニ被下

猶此の永代奴栗谷庄兵衛には此の外妻と四歳の娘とがあり、分離されて仁位貞之允なる武士の手に帰したことを注意しておこう。

以上の賀島兵助、雨森芳州關係史料に於て前者に於ては「何某に被成

對馬に於ける奴婢と被官

下」と記し、後者に於ては女子をも交えて「永代奴」と称せられて居ることとは注目すべきで、即ち兵助の時代には未だ「奴婢」の称号は用いられて居らず、現在の管見では元禄十五年二月に至つてはじめて「永代奴」なる文字を見る。「科人帳」元禄十五至享保四年上。その以前は「成し下さる」「永代に成し下さる」或は「永代家来に成し下さる」と云われ「奴」の称号は此の頃を以て始まるものの如くである。

次に「婢」なる称呼の初見は更に廿二年の後正徳五年でそれ以前は男女共に一様に奴と称せられて居る。

即ち對馬の奴婢制度は古い淵源を有するものではあるが「奴婢」なる名称が用いられたのは正徳以後であり、更に文政天保の頃に至ると懲下男、懲奴等の用語が用いられる等幾多の曲折を経たものであることが想像される。

奴婢と被官

法律制度としての奴婢制は平安中期以後に於て次第に消滅し、實質的にも其の隷属性は薄らいで行くと共にその称呼も一般的ではなくなるのであるが、一方隸農の一形態として被官なものが應仁前後から現われ、被官百姓が今日に迄其の名残を留めて居ることは周知の通りである。

併し對馬の被官制度の遠き源流を尋ねることは現在十分な史料を利用し得ないから一応考察の外に置くこととする。

被官はその隷農的性格に於て奴婢と極めて親近關係にある。前掲の寛文三年早川長左衛門に与えられた男女はその被官とされたのである。江戸初期には奴婢の称号は未だ見られないのであるがこの事実上の奴婢は直ちに被官に転換され得る性質のものであつた。

被官に關して注目すべきものは左の元祿四年の史料である。

一

志多賀村百姓

源兵衛

右は畑島伊左衛門被官ニ被仰付候得共異儀を申承引不仕候ニ付、範

舍被仰付候被差免原田武衛門へ被成下

〔「科人帳」延寶八至元祿十一年 上〕

此の史料は成し下される人物が被官とされた一例であり、而かも被官なる身分は時として一般の奴僕よりも劣悪なものであり得たこと、且つ前掲の寛文二年松村采女内之者七郎の例と併せて、少くも此の頃迄は処刑者の異議申し立ての若干が許容されたことが知り得られよう。

思うに奴は大別して先づ府内奴と田舎奴との二つに分れるが就中田舎奴に処せられる者は大部分罪科軽からざる族であり、流刑的性質を多分に持つものであつた。田舎に於て、特に永代農業労働に従事することは何人も苦痛としたところであつて、譜代的性格を予想せられる被官なるものが敬遠されるのは故なしとしない。「永代の下人」「永代の家来」等と其の名称に於て異なることがあろうとも、又それが譜代、被官と言ひ換えられようとも、その非人間的桎梏を負うことに於ては殆んど差らなかつたものと思ふ。次の二例〔「奴婢被成下並返上」〕は此の間の消息を窺わしめるものである。

寶永元年九月十九日

町人塩津長九郎下男 源兵衛 は永代流罪の格で伊奈郷鹿見村奉役豊田

長右衛門奴に成し下され、

唐坊新五郎下男 年季者 長兵衛 は同じく永代流罪の格で伊奈郷琴村

廻役財部加右衛門へ永代家来に成し下されて居る。

兩者共処罰の理由は欠落である。

又延寶八年八月にはあんま及び其の妻子又同居者をも加えて八十人に及ぶ科人が成し下されて居るが、その後書には

「右之通被成下候者共定而用ニ立申者有之間敷と被思召候得共、科人一家すなをニも難被差置候故、何茂譜代之家来ニ被成下候、晦遣候儀無用ニ候との御事」

と記されて居る。この場合に於ける譜代も何等の思顧と優遇とを約束するものではなく寧ろ無限の隸屬を意味するものであつたであろう。彼等の生活條件が劣悪であると共に彼等の素質も劣悪で、この事實は彼等が解放される機会をより少くしたであろう。

徳川中期以後奴婢制の整備するに従つて此の身分に属する人々が漸く社会に氾濫するようになると彼等と一般奉公人との差異は愈々稀薄となつて行つたようである。

一

元御道具格平家内政
格左衛門宗門名權兵衛

仲間

善 八

右ハ盜之科ニ依り去乙亥年三月伊奈郷志多留村給人古藤初右衛門
江廿ケ年切奴ニ被成下、同月仲間ニ召抱置候処断申出候ニ付殘年
數平田帶刀江被成下

一

仲間

儀 七

己卯五月廿日返上志多留村
給人古藤卯右衛門ニ被成下

右ハ去癸酉年博奕之科に依り十ヶ年切奴申付候処、仲間差支候付同年仲間ニ召抱、此節断申出差免ニ付残年数仁位格兵衛ニ被成下

〔拜領奴婢郷分〕上 文化十五年條

奴妾じて仲間となり仲間妾じて奴となるわけである。

其の間に自由人と然らざるものとの差異が存したことは軽視するものではないけれども、對馬に於ける年季奉公人の實際を見ると其の殆んど全部は十年契約であつて、而かもその奉公期間中に欠落する者の数はおびただしいものがあり（結語に引用した「告新録」参照）其の日常生活は奴婢の生活と大差あつたものと思われぬ。

かく考え来れば奴婢と被官との巨離が身分的にも實質的にも甚だしく近いものであり、特に被官が同じく隷農の範疇に入るものではあるけれども我が国に於いて同じ名を以て呼ばれる一般のそれより更に前代的性格を多分に持つてゐることが予想される。

文祿慶長の役と對馬

奴婢にせよ被官にせよ必竟對馬に於てはそれが傳統的慣習の所産であつて、徳川時代に於てその前代以来の連続と再生とが見られると考へてよいのであるが、特に前者の様な特殊な社会制度が固定することには何等かの要因が作用したことが想像される。

徳川時代の諸制度、慣習にして戦國、織豊時代の遺産を直接繼承したものは枚挙に遑ないが此の間對馬の社会に對して至大の影響を与へたものに文祿慶長の役がある。

「朝鮮御陣文祿元年渡海御供付」なる写本によると文祿の役に參加した

對馬に於ける奴婢と被官

對馬藩士は立石党以下二十党、二千四十八人で此の外御弓鉄砲足輕、小祿の武士仲間の外無足平町人迄無数の人員が戦斗に加わつた。^(註) 諸書に文祿役の始に當つて釜山に上陸した宗家の兵力五千と記されるのは蓋し當を得たものと思ふ。

註 同書の二十黨の内訳を記した後に次の如く見える。

合人數二千四拾八人。

右御人數之内諸國より入來も在之由に御座候。

一御弓鐵砲足輕百五拾人但小知行尺寸之小給人共。

一御仲間百七拾人但府内味方村岸豆酸之内吹崎村三根郷井富ヶ浦之者迄士中百

一人無足平町人而已。

右ハ拾六歳より五拾參歳之者迄御觸之由御座候。

後に引用する豊崎郷豊村洲河氏藏の「郡中人付」なる文書にはその卷首に

「朝鮮御陣之砌、豊崎那代役亀屋主馬之佐と申す人、郡中之人付けを成され、郡中の御百姓・御中間豊崎郡の給人のひくわんことごとくきわめ御付け立て成され候」

とある如く先づ全島に亘つて動員し得る男子の調査が行われたらしく第一陣として更に五千の兵力が投入されたと伝えられる。当時對馬の人口は三万二千と云われるから伝えられる如く、五十三歳乃至十六才の男子に留らず或は更に老若なる者も戦闘或は後方の雜役の為に狩り出されたであろう。

註 「津島紀略」に「今年考候處郷村の人數壹萬五千九百廿五人、内男子廿歳以上六拾歳以下達者なる者大方三千七百五拾人^(註)」とあるのは元祿十二年頃のことであるが、朝鮮役に於て如何に全人口に比して多數の人間が動員されたかを知ることが出来る。

其の外對州藩から渡鮮の諸將に配属された通詞の数のみでも相当の數に上る。即ち宗義智自身が十數人の通詞を擁して居る外石田三成に石田伊兵衛、阿比留庄右衛門、神宮助治郎、扇壯兵衛及び朴通詞（當時對馬の抽谷治右衛門のもとに在つた五人の朝鮮通詞の一人）の五人の通詞が提供されたのを筆頭に凡そ三十四人の諸將に最少限一二名宛の通詞が配分せられたわけであるから、恐らく島中鮮語を解する者の大部分が渡鮮したであろうし、一方將卒の去來によつて全島はめざましい活況を呈したに相違ない。

併しながら對馬はこの戰役によつて大いなる利益を得ると共に大いなる損失をも享受しなければならなかつたであらう。即ち多數の人員が戰闘に参加することは多數の人員が失われることであり、且つ其等の人によつてかつては生産が維持されていたわけであるから先づその打撃は農漁村に於て最も著しかつたと考えられる。

古川凶書の藩主義功に奉つた（實際は雨森芳洲門下の高足、満山右内の筆になると称せられる）「御笑草稿之写」が

「朝鮮御陣御供仕り候御家中忠死戰功之人數多く之有り、御加増或は新祿成し下され度く思し召され候而も郷村之御内成し下さるべき地方も之無く、追つ而揚地之在る節成し下さる可しとの御約束ニ而御濟し置かれ候程之不自由なる御事に而御座有りたる由」

と云う如く家臣に対する論功行賞がその創痕を癒すに足りなかつたとしたならば、戰後に取残された驟寡孤獨が路頭に迷うことは当然の帰趨と云わなければならぬ。加うるに従來歲遺船による公的貿易の外私的にも因縁淺くなかつた朝鮮との交渉が杜絶したことはその窮乏を決定的なものにしたであらう。

更に無足、町人、農民等の無名戰士の家族、無力の細民の中に飢饉に瀕

する者を生ずるのは当然と言わねばならぬ。

この事實を裏書きするものに前掲の「郡中人附」がある。此の文書は文祿慶長役の爲の人口調査に關連して豊崎郷に於ける最も有力なる郷侍たる洲河氏が戰後に於いてその傘下に在る人々の動靜を記したものであつて、戰後の農村生活の事態が躍如として描き出されて居る。

即ち先の引用文に續いて

「朝鮮御ちんひけ申し候間、其の已後村之者共身上罷り成らざる者共、我等かへ置き村々へ仕付け申す者覚え」

と前書があり、以下次の如き記述がある。

A 一わにの浦又三郎と申者我等方へ六年かへ置、手前少出来候故わにのうらになをし、其子供清兵衛、清右衛門と申者唯今二かとに立て申さず。

B 一とえ村久助と申す者讚州様御草履取にて候を其内にたうさうをわつらい御いとま被下候を請取ひくわんのやくそく仕たうさうの藥其の外養生仕り、さかしく罷成候故十八年拙子やしない置候、彼者之儀は數代の佞役人にて御座候聞くやく人ニ仕付け申し置き候。唯今其の子久二郎と申す者ニ而御座候。

C 一同村九之助と申者ちへはに十二ノとしはなれ申し候を我等たよりの者にて候故、拙子所ニ而十五年やしない立家なともこしらへ唯今佞役人ニ取立置候。

D 一同村久七と申者拙子処ニ十五年抱置やしない立申候。其内ニ子供二人御座候。

そりやうへ拙子召遣申様ニ申定、をとりの儀へはに付置拙子処ニ而成人仕、御佞役人ニ取立可申よし申きかせ置候。此委細はつや村西

光寺能ニ被存候。

E 一同村源左衛門と申者子共無之故拙子ひくわんの子を養子ニ望申故源左衛門ニ老人仕付申唯今善左衛門と申候而公役人ニ而御座候。

F 一いつミ浦又助と申者公役不罷成候而拙子処え頼入三年やししない申、其内ニ御城上り人足ニ老人被仰付候時彼者を指上御台所ニ入申候。

G 一同村清左衛門と申者代々拙子ひくわんにて御座候へ共讃州様御那代之時出入御座候故拙子ニ御言分被仰付候故御公役人ニ召置候。讃州様其時被仰右之人ニことかき申時は何時も御郡の裁を見合候て可被下由被仰付候。

H 一あじろ村善七郎と申者御公役不罷成候而拙子八年やししない申処ニ内野□□代ニ府内ニ草使ニ指上をかる、由ニ御座候故、彼善七郎可然と存、府中草使役ニ上せ申候。而子供余多御座候。兵庫殿召遣被成候者共ハ上より方々へ被遣候。唯今長右衛門殿御拜領庄七と申者下欠

I 一わにの浦八十郎と申者拙子父之代よりひくわんに而候彼者をうちこもだ右衛門佐と申者ニ而御座候。根本御陣之節さすな村之者にてかの右衛門佐あやまり御座候ニ付、佐須奈村を出立拙子を親やを頼み末代のひくわんの約束仕わにの浦に仕付置御公領之口前御座候故、矢穂之内之畠を仕付ひくわんに立置候。」

彼衛門佐儀ハ拙子ひくわんニ而御座候故拙子ひくわん帳に付留、則朝鮮御陣ニ衛門助を召つれ朝鮮ニ而死去申候。其子供之儀は拙子召遣申候。其子八十郎と申者拙子召遣可申候由申候得は拙子に被遣中間敷由申候故先年内野吉之允深見源右衛門殿中間御改ニ御下之時も御中間帳ニもつけ申

此八十郎唯今中間帳を作候故御中間と申なし候。」

対馬に於ける奴婢と被官

以上を以て本稿に必要な部分は終るのであるが、これによつて演繹的にはあるが征韓役後の農村の状態と、且つ被官なるものが如何なる條件のもとに發生するかを略々推測し得られる。

此処に与えられた材料に拠るならば被官となるものは疾病の為に糊口の道を失つた者(B)公役を出し得ない者(F)過失による出奔者(I)等でありそれは約束によつて成立する主従關係によつて洲河氏と結び付けられたことが判る。

更に此等の顛落者達の境遇には後世の奴婢的なる要素が既に認められる。郡代讃岐守(立石党宗讃岐守智順か)は洲河氏の被官の一人に關して「右之人に事欠き申す時は何時も御郡の者を見合わせ候て下さる可き山仰せ付け」と称せられ(G)、又洲河氏によつて扶養せられ後に府内の草使として貢上せられた網代村善七郎なる者の子供等はその主君たる兵庫殿なる人によつて方々へ遣され臣下よつて拜領されて居るのである。(H) 対馬藩の奴婢制度の先蹤は既に此処に見られるのであつて徳川時代における奴婢制度はこの伝統の基礎の上に立つてこれを制度化したものであつた。

註一 洲河氏は文祿慶長役に於て柳川党に屬し、その一族五郎左衛門以下源太左衛門、源四郎等が徒軍して居りその麾下に在る一族郎党等も少くなかつたと思われる。

註二 武士と其の奴僕との主従關係は更に溯つて考察せらるべきであらう。今其の一例として同じく洲河氏文書の中から關係深いもの二通を掲げる。

前 欠

「一 右くそく六りやう

一 のとハ 一 かけ

対馬に於ける奴婢と被官

一 弓こて 一つ

一 わき佐〔下欠、「し」か〕

一 かふと 四はね

一 太刀 壱ふり

一 弓 五は〔下欠「り」か〕

一 なきなた 一ゑた

一 やり 三ほん

一 さしかたな 二しやく一寸

一 かたな 一具二しやく六寸

一 へきかたな 一具

一 たちへきさし 一具

一 うつほ 三ほ

一 小ものゝ事 助五郎

又 八

下女百とく

いぬ

是ハ末代之者

小 八

勢二郎

彌五郎

一 とさまの人数

新左衛門尉

源兵衛

太郎左衛門

善左衛門

又次郎

以上如此

天正十一年六月八日

梁川彦五郎

ゆつりわたし候

「とさまの人数

新左衛門尉

源兵衛

太郎左衛門

善左衛門

又次郎

つかひものたう具の事

一 こき 一そく三ツ入 一 おしき 一東半 かいしゆ

一 □いものさら 二そく

一 ふちかけのさら 二そく

一 なますさら 一そく

一 ひきものさら 一そく

一 さいしんほぬ 一ツ

一 くわしほん 一そく

一 きのさら 一東半

以上 大浦下野守

賢治 花押

天正十年九月五日

この讓狀の形式を持つ二通の文書は對馬に於ける奴僕の歴史が更に過去に向つて辿り得られる希望を我等に与える。

文中の小者―その或る者は末代の者と呼ばれる―外様と称せられるもの境涯は被官奴婢と共に不自由性の最低の段階に近く位するものであつたらう。

封建社会に於て武士の所帯所従が斯くの如き姿に於て讓渡されることは異とするに足らぬかもしれないが御器、皿、盆等と共に五人の外様が授受されることは此等の人々の本質を新たに我々に示すものである。

結 語

山間僻地に前代の遺習遺制が残存することは常に見られることであるが、對馬に於てはその地理的立地條件に基づく古代以来の乏しい人口扶養力が常にその社会生活を規定して居る。

この不毛の山島に於いて営まれた貧しい生活は、倭人伝が「對馬千余戸有り。良田無し。海物を食いて自活し、船に乗じて南北に市糴す」と稱して以来その本質に於て大なる変化は認められない。今も聚落の規模は極めて小さいものであり「木庭造」なる掠奪農業は全島到る処に於て之を見ることが出来る。土地を極限された島嶼の中に在つて、單純な生産の繰返しささも期待し得ない農業が行はれて居ることは對馬の担つて来た運命をよく象徴して居る。

對馬の食に乏しく常に島外から之を輸入して居たことは例を挙げる迄も

なく陶山訥庵が僧玄方の「本州人食を朝鮮に仰ぐ、身此に在りと雖も義彼の民と同じ」と言えるに感じ、生涯朝鮮の粟を食まず、麦飯菜食したことは人口に膾炙して居るが当時訥庵ならずと雖も對馬藩士は麦飯菜食を免れなかつた。訥庵が享保八年上つた「告新録」によると對州の産米僅かに千五百石の出来高であるから

「諸方之通路成り難き時節は府中之侍米を食するは少く候而、多くは麦を食し候積りと相見へ、府中ニ而も末々之者ハ雜穀ニ諸菜を和シ候而食用を足し可中候」

とある。

生産される穀物の不足は「妻子之食用に足り申さざる程之小祿之侍多く」なる結果となり此の点のみから考へても此等の武士は尋常の手段を以てしては奴僕を扶養することは難く、その根源に遡る時常に土地と人口との均衡が問題とならざるを得ない。

特に對馬藩士の比率は他の人口に対してその数極めて多く明治十九年の調査によれば平民四一七七戸（男子九六二五人）に対し士族は二七六二戸（男子六九八〇人）であつた。（對馬島誌）大略平民三對士族二であるとすれば、平民の中には商工階級を含み士族の中には農村に於て農業生産の上に重要な位置を占める在郷武士―田舎給人が含まれるけれども、何れにせよ消費階級の過当な重圧が生産階級の上にかける居ることは自明であり、此の特殊な現象が徳川期の對馬に於て奴婢なるものを制度化せしめる主要な原因となつたと考えられる。

生産の爲には先づ労働力を要する。而かもかくの如き背景のもとに在つて潤沢な労働力を得ることは困難である。且つ労働の対象たる土地は小石交りの不毛なるものが大部である時、勢い労働力の浪費は不可避となり前

代以来の賦役労働に對する依存の度が高められることは当然のことと云わねばならぬ。

要するに特殊な労働力不足の現象が著しく前代的な性格を持つ諸制度の裏付けとなつたわけである。先に引用した「告新録」は寶永の頃創設された旅人吟味役に任せられた陶山訥庵が他国から對馬に流入した人口のうち五千人を本土に送還した経緯を中心にしてその人口政策を詳述したものであるが、此の他領人口の對馬流入の主因は萬治寛文以来の各階層に亘つて見られる労働の需要に基くものらしい。

例えば海国でありながら對馬は信使來聘に當つて他国水夫を雇入れなければならなかつたし、殆んど人身売買を思はせる様な上方抱えの年季者（その多くは京都出身と称せられ年季を十年とするものが大部分であり關係記録は對馬の到る処に散見する）の多くが年季を終つた後も對馬に留つたことは寶永度の「人還し」政策の遠因を為すもので、「告新録」によれば既に四五十年前（萬治寛文に當る）から

「不勝手なる家ニは上方より下人を抱下し候而日雇ニ出し勝手之助ニ仕」

るものさえもあつた。

それ程の人口が本土から渡來したにも関らず猶労働力が不足したことは先づ人口の停滞に其の第一の理由を求めねばならぬ。今「津島記略」「對馬島誌」によつて徳川時代の對馬の人口を概観すると次の如くなる。

萬治元年 二万二百七十二人

寛文五年 二万三千九百人

延寶五年 二万九千六百七十九人

天和元年 二万九千九百四十余人

元祿十二年 三万二千六十三人

文化六年 二万六千六百余人

天保 二万六千八百五十二人

此の人口の停滞が先づ開引によるものであつたことは粗放農業と開引とが常に相伴つて現れることから類推されるし、「告新録」の設問に

「公儀之御制禁を背キ生子を養育仕間敷と申候者も有之、定数之竈之内ニ成り候者共も次男以下ハ竈を立不得候ニ付次男以下之生子を養育仕間敷と申者有之由」云々

と言つて居るのは語るに落つるものであり、慶長四年の義智の禁制に「一 國中ニおゐて男子ニかぎらず子をころすまじき事」と見えるのを初めとして寛文七年に設けられた生子妻の制度等何れも事實を反映するものであろう。

註 生子妻とは宗義眞時代に創設された生児奨励の法で寛文七年より天和三年までは次子より末子まで生後三年間年額一俵を給し、天和三年より初め一ヶ年麦二俵を給することに改めた。

第二に極度に劣悪な労働條件が人口の停滞よりも更に深刻な影響を及ぼしたと考えられる。先づそれは労働生産の意欲を減殺した。

自国の者の二男三男が生れることによつて人口が増加する上に、外来土着者の子供も亦増加する、しかも猶為政者は

「在附候者共も對州末々之者子共を人に遣われニ出し候事を嫌ひ候風俗に化し、其子共を人ニ遣わせ候事甚少」

きことを嘆じなければならなかつた。何人も自己の子弟が眼前に酷使されることを欲しなかつたのである。事態斯くの如く、在附者が漸次増加するにも関らず彼等は何れも自立して生活せんとしたから、その需要を満た

す為に「十年切の抱え者」が絶えず入国する結果となつて

「天和七年には他国生之人高七千九百七十六人と相見へ其の内六千廿二人へ府中ニ居候他国人之高ニ而御座候」

と言はれる有様となり、当時府中の人口一万四千七百七十二人と称せられるから嚴原の人口の殆んど半ばは他国人によつて占められる結果を招来した。

而かも此等の抱え者は主人への勤め疎略なる者多く欠落特に集团的欠落が続出したことは奴婢關係の史料に殊に多く見られるが「告新録」に寶永四年即ち旅人吟味役設立の翌年より寶永三年迄の欠落者の数を挙げて居るから次に掲げる。

寶永 四年	65人
同 五年	59人
同 六年	29人
同 七年	63人
正徳 元年	8人
元祿十五年	114人
同 十六年	53人
寶永 元年	77人
同 二年	48人
同 三年	37人

但し右の統計も「公儀御役人様より他日御糺問ニ及び候」時の返答として用意されたものであるから果して實際の数字か否かは更に吟味を要するが相当数の逃亡者が続出したことは前説の如く明である。

以上の事実は何れも労働力の浪費―非能率的労働を予想せしめるもの

對馬に於ける奴婢と被官

みであるがその重要な原因となつたものに竈立の制限がある。

對馬の收容し得る人口には限界がある。少なき食糧を以て多数の人口を維持することは不可能である。此処に一戸を創立して其の正規の定員となること、竈立の制限が生ずる。先にも触れた如く従来の對馬在住者も次男以下は竈を立て得ないとするならば、況んや他所者の被雇傭者が對馬を安住の地とするには更に困難で、所謂上方抱下しの者共が「宜き者は少く悪しき者多し」と云はるゝ所以もその原因はこの辺にあつたと思われる。寶永三年の旅人吟味も領主好生の心に発したとは言はれるものの実は過分なる竈を減ぜんとしたものであり、府中の人数五六千人を本土に送還することを当面の目標としたものであつた。

竈数の制限は即ち人口の制限である。然るに人口の減少は必然的に労働力の減少となり、労働力の減少は又労働賃銀の騰貴となつて現われる。末々の者の減することは「雇われ者少く成候而日傭賃銀高く」なることであつて、寶永の改革後は乳母の雇賃の如きすら高くならざるを得なかつた。

人口は制限されねばならぬ。而かも對馬の風土は低廉な、或は無代償の労働力を不毛の土地に投入することを要求して居る。此の矛盾が莊園戰國時代の遺物とも云うべき奴婢―遣し人、被官等の犠牲に於いて解決されたのである。且つ此の情勢を愈々決定的なものにしたのは文祿慶長役後の一種の恐慌状態ではなかつたであらうか。

最後に對馬の農村に在つて支配的な影響力を持ち、此等の遺習の制度化に強く働きかけたと信ぜられる所謂田舎給人に就いて考察したい。

對馬の土族が圧倒的に多数であつたことは前述の如くであるが、八郷給人の数は陶山訥庵の「鉄砲格式僉議條目」「八郷給人分限帳」「對馬島誌」等によれば次の如くなる。(下段括弧内は足輕)

享保元年	271人	(87人)
享和元年	361人	(150人)
文政七年	422人	(106人)
文久元年	765人	
文久二年	787人	

此等の給人中四間以上(註)のもの九家で、中に在つて小茂田・齋藤氏、三根・松村氏、佐護・佐護氏、豊・洲河氏、河内・大浦氏は其の後裔が現存し何れも多くの史料を所蔵して居られるから往時に於ける給人の生活は今日かなりの程度迄復源し得られる。

註 對馬は貞和年中(或は文龜永正よりも云う)から町反によらず間尺寸分の名を用いた。田畑の広狭、位置、肥瘠等によつて上々、上、中、下の四等を分ち其の種蒔の量によつて間尺法によつて徴租の額を求めた。十進法によるが四尺を一間とする。

例

上々島	壹間	三〇〇〇坪
下島	壹間	二〇〇〇坪
上々田	壹間	二〇〇〇坪
下田	壹間	七〇〇〇坪
齋藤氏	七間二尺七寸七分四厘	
松村氏	四間三尺二寸一分七厘〇四	
佐護氏	四間一尺九寸九分〇八毛	
洲河氏	四間〇八寸三分一厘一毛八	
大浦氏	四間二尺〇九分六厘四毛二	

給人の史料の一々に就いては今此処に述べ得ないが、何れにも共通して見られることは給人が村落の主要な位置を占め尨大な土地を領して居たと

とである。對馬農村の特質はその山村の性格にある。この條件の下にその最良の土地が大量に給人等によつて占められれば残部は言うに足らざるもので、それだけ給人の比重は農村に於て圧倒的なものとなる。

且つ山骨稜々たる對馬にあつては木庭造による耕地が相当の部分を占める。上々木庭造間は四万坪、下木庭は十万坪であるから僅少の人力を以てしては之を經營することは不可能である。此処に譜代下人、隸屬的奴僕による恒久的賦役の必要が自づから生じて来るのであつて、かくて隸農主的地主たる給人による手作經營が支配的となり此処に對馬農村の基本的社會關係の型が与えられることとなるのである。對馬の奴婢と稱し被官と稱せられるものは此の機構の中の一の齒車であつてこの勞力の供給源なくしては對馬の經濟生活は在り得なかつたであらう。